

山梨県公報

第千六百六十七号

平成十八年

五月二十二日

月 曜 日

目次

告示	土地改良区の定款の一部変更の認可	四〇一
	道路の供用開始	四〇一
	道路の区域変更(二件)	四〇一
公告	狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施	四〇二
	開発行為に関する工事の完了について	四〇三
	開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	四〇三
	公安委員会	四〇三
	平成十八年度交通誘導警備業務二級検定の実施について	四〇三

告示

山梨県告示第二百九十一号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十八年五月十二日釜無川右岸土地改良区連合の定款の一部変更を認可した。
 平成十八年五月二十二日
 山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第二百九十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十八年六月十二日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年五月二十二日
 山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
-------	-----	---	---	----------	---------

県道	甲府市川三郷線	中央市大字白井阿原字上河原二番の一地先から中央市大字白井阿原字中河原三九二番の二地先まで	四五〇・〇	平成十八年五月二十三日
----	---------	--	-------	-------------

山梨県告示第二百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成十八年六月十二日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年五月二十二日
 山梨県知事 山本 栄彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 戸沢谷村線
- 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
都留市四日市場字瀬中官有無番地地先から都留市四日市場字瀬中官有無番地地先まで		八・一	一〇・六	一一・五	四二・〇
		一一・五	一一・〇		

山梨県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成十八年六月十二日まで一般の縦覧に供する。
 平成十八年五月二十二日
 山梨県知事 山本 栄彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 山中湖忍野富士吉田線

三 道路の区域

区 間	旧新の別	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
富士吉田市大字上吉田字南川久保六〇八六番の一地先から 富士吉田市大字上吉田字南川久保六一四七番地先まで	旧	九・三
	新	九・三 丁 二二・二
		二〇六・七

公 告

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条
第一項及び第五十一条第二項の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。
平成十八年五月二十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

平成十八年八月二十四日（木）及び同月二十五日（金）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所

甲斐市島上条千二十番地 甲斐市敷島総合文化会館

三 受験資格

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条各号のいずれにも該当しない者であること。

四 試験科目

- 1 適性試験 視力、聴力及び運動能力
- 2 知識試験 鳥獣保護及び狩猟に関する法令並びに猟具及び鳥獣に関する知識
- 3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等
- 五 受験手続
- 1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該

許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。
(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十一条に規定する狩猟免許申請書

(二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し

(三) (二)の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しないことについての医師の診断書

(四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に指名及び撮影年月日を記載したもの 一枚

2 狩猟免許申請手数料 五千三百円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者にあつては、四千円（狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

六 申請書の受付期間

平成十八年六月一日（木）から同月三十日（金）まで（山梨県の休日を含め、例（平成元年山梨県条例第六号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）。ただし、郵送の場合は、六月三十日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先

申請者の住所地を所管する林務環境事務所森づくり推進課

第二 狩猟免許の更新に係る適性検査

一 適性検査の日及び場所

住所地を所管する林務環境事務所において確認すること。

二 適性検査の対象者

平成十五年四月十六日以降に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を受けようとする者

三 適性検査の内容

視力、聴力及び運動能力

四 適性検査に併せ次のとおり講習を実施する。

鳥獣保護及び狩猟に関する法令並びに鳥獣の判別及び猟具の取扱い

甲府市小瀬町八四〇番地小瀬スポーツ公園内武道館及び第三駐車場(〇五五 二四三 三一一一)

四 受検定員
六十人

五 受検資格

1 山梨県内に住所を有する者

2 山梨県外に住所を有する者で、山梨県内の営業所に属する警備員

六 検定の方法及び内容

1 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対して、

実技試験は行わない。

2 検定の内容

(一) 学科試験

(1) 警備業務に関する基本的な事項に関する事。

(2) 法令に関する事。

(3) 車両等の誘導に関する事。

(4) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(二) 実技試験

(1) 車両等の誘導に関する事。

(2) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

七 受検の手続

1 事前申込手続

(一) 事前申込みの方法

検定を受けようとする者は、山梨県警察本部生活安全全部生活安全企画課(受付専用電話〇五五 二二七 七八三〇)あてに事前に申込みを行い、受理番号を取得すること(電話一本につき一人の受付とし、受付専用電話以外での受付は行わない。)

(二) 事前申込受付期間

平成十八年七月十八日(火)から同年七月二十一日(金)までの午前九時から

午後五時まで

なお、先着順に受け付け、事前申込受付期間内であっても、申請人員が定員に達した場合は、受付を締め切る。

2 受検申請手続

七の1の事前申込手続を行い、受理番号を取得した者は、次により検定の申請を行うこと。

(一) 受検申請受付期間等

平成十八年七月三十一日(月)から同年八月四日(金)までの午前九時から午後五時まで。ただし、郵送による申請は、受け付けない。

(二) 提出書類

(1) 検定申請書 一通

(2) 写真 二枚(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) 次の書面のうち該当するもの 一通

ア 五の1に該当する者(山梨県内の営業所に属する警備員を除く。)(にあつては、住所地を疎明する書面(住民票(外国人にあつては、外国人登録証明書)の写し、自動車運転免許証の写しなど)

イ 五の2に該当する者にあつては、山梨県内の営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

(4) 代理人が検定申請書を提出する場合には、本人からの委任状

(三) 検定手数料

山梨県警察関係手数料条例(平成十二年条例第三十六号)に基づき、一万四千円の山梨県収入証紙により納付すること。

なお、検定手数料は申込みを取り消し、又は受検しなかった場合でも還付しない。

(四) 申請書類の提出先

受理番号を取得した者は、(二)に掲げる書類を住所地(検定を受けようとする者が山梨県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に提出し、受理番号を申告すること。

3 受検票の交付

受検票は、検定前日までに検定申請書を申請した警察署を通じて交付する。

八 携行品

受検票、筆記用具、ひも付き警笛及び室内用運動靴

九 問い合わせ先

山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇五五 一三五 二二二 内線三〇三三）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番